

MIZUSHIN NEWS LETTER

各 位

水沢信用金庫

しんきん法人インターネットバンキングの被害補償について

水沢信用金庫（理事長 及川 富美人）では、お客様に安心してインターネットバンキングをご利用いただくため、「法人インターネットバンキング」に係る預金等の不正な払戻しなどの被害に遭われた場合の被害補償を下記のとおり実施しておりますのでお知らせいたします。

今後ともお客さまに安心してご利用いただくため、法人インターネットバンキングのセキュリティ強化およびサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 補償限度額

1 契約者あたり年間 1, 0 0 0 万円まで

補償内容につきましては、お客様からご利用状況やセキュリティ対策について申告を受け、または、当金庫の調査（保険会社による調査を含みます。）により、当金庫が個別に検討・判定した結果に基づきます。

2. 補償の要件

契約者 I D（利用者番号）、ログイン用暗証番号、確認用暗証番号等の盗取等により行われた不正な払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる不正払戻しの額に相当する金額（手数料および利息を含みます。）の補償を請求することができます。

- (1) 本サービスによる不正払戻しに気づかれた後、速やかに当金庫へ通知が行われていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分な説明が行われていること。
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

3. 補償の条件

前項の請求がなされた場合、不正払戻し被害の通知を当金庫が受理した日の 3 0 日前以降受理した日までの 3 1 日間に行われた不正払戻しによる被害を補償します。



MIZUSHIN NEWS LETTER

4. 補償の制限

A. 次のいずれかに該当する場合には、補償の対象となりません。

- (1) 不正払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① お客様の故意もしくは重大な過失があった場合。
 - ② お客様またはお客様の従業員、お客様の親族、お客様の同居人等自ら行った行為、または加担によって生じた不正払戻しの場合。
 - ③ お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ④ 本サービスの利用申込書を偽造もしくは変造して契約された場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたは付随して不正な払戻し等が行われた場合。

B. 次のいずれかに該当する場合には、補償の減額または補償を行わない場合があります。

- (1) 当金庫が導入しているセキュリティ対策を実施していない場合。
- (2) インターネットバンキングに使用しているパソコンに関し、当金庫の推奨する利用環境以外のOSやブラウザを使用している場合。また、OSやブラウザなどインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合。
- (3) セキュリティ対策ソフトを導入していない場合や、導入していても最新の状態に更新されていない場合。
- (4) パスワード等の変更を定期的に行っていないなど、契約者ID(利用者番号)、パスワード等を適切に管理していない場合。
- (5) 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行っている場合。
- (6) 他人へ譲渡、貸与または担保に差し入れたパソコンまたはスマートフォン等が不正に使用された場合。
- (7) パソコン等が盗難被害に遭い、かつ契約者ID(利用者番号)またはパスワード等をパソコン等内のファイルに保存していた場合。
- (8) その他、お客様に上記(1)～(7)と同程度の注意義務違反があると認められる場合。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

水沢信用金庫 事務部

電話番号：0197-23-2500

万が一、被害に遭われた場合は直ちに当金庫にご連絡ください。